

## 産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第4回）

### 議事録

日時：平成26年3月12日（水曜日）15:30～17:30

場所：経済産業省別館1階104各省庁共用会議室

#### 議題

1. 工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）における提言の進捗について
2. 工業用水道事業の現状と課題
3. 今後の工業用水道政策の方向性について（素案）

#### 議事内容

○ 渕上産業施設課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「産業構造審議会地域経済産業分科会第4回工業用水道政策小委員会」の会合を開催させていただきます。

私は、産業施設課長をしております渕上でございます。本日は、ご多用中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、過半数の委員にご出席をいただいております。産業構造審議会運営規程により、当小委員会が成立することを、まずご報告させていただきます。

開催に先立ち事務局を代表いたしまして経済産業省より地域経済産業グループ地域経済産業審議官の加藤から一言ご挨拶をさせていただきます。

○ 加藤地域経済産業審議官　地域経済産業審議官を拝命しております加藤でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中をご出席いただきまして本当にありがとうございます。

工業用水道は、我が国の産業活動を支える必要不可欠なインフラ、ご高承のとおりでございますが、私どもといたしましては、豊富、低廉な工業用水の安定供給の確保、工業用水道の整備支援を行っております。前回、平成24年2月に産構審の地域経済産業分科会のもとにこの小委員会を設置いたしまして、そのような工業用水道事業につきます対応策についてご審議をいただいたところでございます。そして6月に報告書をいただきまして、今後必要な更新・耐震化等について事業者とユーザー企業双方が負担を最小のものとして合意できる仕組みを構築するための方向性をお示しいただいたところでございます。

今般、報告書の取りまとめから2年近く経過をしておりますし、この間、国土の強靱化、東日本大震災などさまざまなことが起こっております。もちろんその間、日本の軸足を置く産業活動に対するさまざまな懸念もございますし、一部には海外に出た企業がもう1度日本国内に戻るというUターン、こういうものをどのような形でサポートするのか、新しい課題が状況変化の中において発生しているのではないかと考えているわけであります。

こうした環境変化を踏まえながら当面の対応、これら前回お示しいただいた耐震化を中心とした国土強靱化を進める上での喫緊の課題にどのように向き合っていくのかというようなこと、これは規制緩和も含めましてしっかりと議論をして実益を上げていくということをぜひやっていきたいと思っております。

さらに工業用水道につきましては、先ほど申し上げましたようなさまざまな環境変化、事情の変化を踏まえて中長期的な視点から日本の産業立地政策、あるいは地域振興政策の観点を含めてどのような意味合いをもち、どういう格好でこの工業用水道事業という資産価値の極大化をしていくのか、こういうことも今改めて問われている大きな課題ではないかと思っているわけでございます。

本日は、このような視点を含めまして、ぜひ大所高所から委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご議論をお願いしたいと思っておりますのでございます。

繰り返しになりますが、大変ご多用の中、ご参集いただきましてこのような議論をさせていただくことができますことについて、改めて皆様方に謝意を申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 渕上産業施設課長　　続きまして当小委員会の委員の方々のご紹介をさせていただきます。お手元に資料がございますが、1番上に「座席表」、「議事次第」とございまして、資料1に委員の名簿がございますので、ご覧をいただければと思います。

本日は10名の委員の方にご出席をいただいております。委員長につきましては、委員の皆様方には既にご内諾をいただいているところではございますが、第1回～第3回まで委員長を務めていただきました小泉委員に引き続きお願いをしたいと思っております。皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方々につきまして五十音順にご紹介させていただきます。

委員名簿の上からでございますが、小泉委員長の後、金沢大学の池本委員、東洋大学の

石井委員につきましては、本日はご所用でご欠席でございます。次に日本水道協会の石島委員でございます。続きまして日本総合研究所の石田委員でいらっしゃいます。続きまして水資源機構の稲木委員でございます。千葉県企業庁の神子委員でございます。熊本県企業局の河野委員でございます。愛知県企業庁の杉浦委員でございます。日本鉄鋼連盟の田中委員でございます。石油化学工業協会の三田委員でございます。レンゴー株式会社の若松委員でございます。

続きまして事務局側についてもご紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶をさせていただきました地域経済産業審議官の加藤でございます。続きまして大臣官房審議官・地域経済産業政策担当の河村でございます。地域経済産業政策課長の塩田でございます。産業施設課の浜野でございます。続きまして産業施設課の狩野でございます。

それでは、以降の議事進行を小泉委員長にお願いしたいと思います。

また、プレスの方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、以降はご遠慮いただきますようによろしくお願いいたします。

それではお願いします。

○小泉委員長　それでは、ただいまより「第4回工業用水道政策小委員会」を開催いたします。

まず、議事に入る前に事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○浜野工業用水道計画官　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に置かれている資料の1枚目が「座席表」で、その次に本日の「議事次第」がございます。こちらに「配付資料一覧」として書いてございます。

資料1「産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会委員名簿」、資料2「工業用水道政策小委員会について」、資料3「工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）における提言の進捗について」、資料4「工業用水道事業の現状と課題」、資料5「今後の工業用水道政策の方向性について（素案）」、資料5（別紙）といたしましてA4パワーポイントの資料「今後の工業用水道の施策の方向性について（短期的に対応するもの）」をつけさせていただいております。

次が参考資料1として統計的な数値の資料がございます。次に参考資料2—1「基準料金制の見直しについて」、参考資料2—2「雑用水規制の緩和について」、参考資料2—3「未利用地等の有効活用について」、参考資料2—4「施設基準の性能規定化等について」、

参考資料 2—5「PFI/PPPの推進について」、参考資料 2—6「補助金制度の見直しについて」、参考資料 2—7「災害時における利活用について」でございます。

それから、本日ご欠席の池本委員と石井委員からコメントが届いております、メインテーブルのみにコメントとして資料を置かせていただいております。

以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

資料に不備などがございましたら、事務局へお申しつけいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず審議を始めるに当たって本日の会議は原則公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

わかりました。それでは本日は公開といたします。

なお、議事要旨につきましては、小委員会終了後速やかに公開、議事録については委員の皆様方にご確認を得た上で公開、また資料につきましても原則公開したいと考えておりますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

まず、本会議を開催するに至った経緯を事務局より説明してください。

○渚上産業施設課長　　それでは、本会議開催の経緯について簡単にご説明をさせていただきます。

我が国の工業用水道事業でございますが、高度成長期に顕著となりました地下水のくみ上げによる地盤沈下など、こういったことを防止するために代替水の供給として、また重要な産業インフラとして整備をしてきたところでございます。しかし、多くの工業用水道施設におきまして、近年特に老朽化が原因とされる大規模な漏水事故が発生しております。また、本格的な施設の更新時期を迎えつつあるということでございます。

この工業用水道事業が抱える課題につきまして、その対応方策について議論をするために平成 24 年の 2 月に産業構造審議会地域経済産業分科会のもとに工業用水道政策小委員会を設置いたしまして、平成 24 年の 2 月～4 月にかけて 3 回検討を行ったところでございます。

そして 6 月に公表いたしました報告書「今後の低廉かつ安定的な工業用水供給の実現のために」の中では、今後の工業用水道政策の方向性として、国に対しては「資産維持費の

導入」や「更新・耐震化のための指針の策定」など、また、工業用水道事業者に対しましては、「適切な情報共有」であるとか、「責任水量制の見直し」といった必要性が示されたところでございます。

今般、この報告書の取りまとめから2年近く経過をいたしましたので、小委員会を改めて開催いたしまして、その後の進捗状況の確認をする。それから、改めて工業用水道の現状と課題を整理いたしまして、今後の施策の方向性について検討を行いたいと考えております。

まず、本日は、これまでの進捗状況などの報告、それから今後の方向性の素案につきましてご議論をお願いしたいと思っております。また、続きまして第5回におきましては、本日の議論を踏まえまして、より具体的な方向性をご提示させていただいて、再度ご議論をお願いしたいと考えております。

私からは以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

今までのお話、これからそういったものを受けて議事に入ってまいりたいと思いますが、それでは議事内容（1）の「工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）における提言の進捗について」、事務局から説明をよろしく申し上げます。これは報告事項となりますので、よろしく願いいたします。

○浜野工業用水道計画官　　それではご説明させていただきます。お手元の資料3をご覧くださいと思います。

1枚めくっていただきまして「工業用水道政策小委員会報告書の概要」でございます。先ほど経緯等であらかたご説明をさせていただいているので、このページを省略させていただきますと思います。

次の3ページを見ていただきたいと思っております。「工業用水道政策小委員会報告書における提言」ということで、国による対応として4点ご提言いただいております。

1つ目は「資産維持費の導入」ということで、この導入を含めた料金算定要領を策定すること。

2つ目が「指針の策定」ということで、施設更新・耐震化指針であるとかアセットマネジメント指針を作成するべきということ。

3つ目が「補助制度の見直し」ということで、施設の耐震化の加速化であるとか、マザー工場等国内立地を加速化することを目的とした新たな補助制度の創設を検討するという

こと。

そして4つ目に「大規模災害時の対応」ということで、全国規模での相互応援体制であるとか補修資機材の融通制度を構築することというようなご提言をいただいております。

次の4ページは「事業者・ユーザー企業の対応について」、こちらも4点ほどご提言をいただいております。

⑤は「今後の事業のための適切な情報共有」、これによりまして将来の工業用水道事業のあり方を協議するというようなこと。

⑥で「責任水量制の見直し」として、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行について検討すること。

⑦といたしまして、「負担の最小化の努力」ということで、国が示す指針であるとか、新たに導入する料金制度、補助金などを活用することで負担の最小化の努力をしましよということ。

⑧で「専門技術の伝承の努力」として、他の組織との連携や成功事例の活用等創意工夫を行っていくべきというご提言をいただいております。

これに対しまして5ページですが、「国による対応について（提言①）」でございます。

資産維持費の導入を含む料金算定要領告示を制定しており、これは平成25年4月1日に施行されております。

料金算定要領の中には、資産維持費以外にも算定期間の長期化として3年から5年へとか、それから地方公営企業の会計規則の関係でみなし償却の廃止・退職給付引当金の計上の義務化というようなことも織り込ませていただいております。

次の6ページでございますが、私どもの料金算定要領への資産維持費導入によりまして事業者の方々がどのような対応をなさっているかというところで、導入状況について調査をさせていただいております。これは提言の「負担の最小化の努力」という関係でございますが、「資産維持費導入済み」という事業体数は3事業体、「検討中」の事業体数が23、「導入しない」という回答のところが125事業体となっております。

左下のところに「資産維持費を導入しない理由」というのを伺いして整理してございますが、これをみますと、ユーザー企業から料金の値上げに対する同意を得られないためであるとか、累積欠損があり、資産維持費による内部留保は、欠損解消が前提であるとか、現在、基準料金上限の料金設定となっているため値上げを伴う資産維持費の導入はできないというような回答をいただいております。

これらに対しまして右の下のところに黄色い地で評価というか、今後の方向性みたいなところで整理をさせていただいております。

告示制定から1年しか経過していない中、3事業体が導入、23事業体が導入を検討中ということで、導入は緒についたところであるかなど。

それから、欠損金を抱える事業体につきましては、その解消があわせて必要との意見があることから、やはり収益向上策の検討が今後必要ではないか。

また、資産維持費導入の制約要因ともなる基準料金制の廃止というのでも検討していく必要があるのではないかと考えてございます。

次の7ページの「国による対応（提言②）」で、「更新・耐震・アセットマネジメント指針」といった指針を策定することということで、こちらにつきましても平成25年3月に策定し公表させていただいております。

このページは3つの指針の関係でございますが、現在所有している施設の診断を行うための「施設更新指針」、そして耐震の設計であるとか、または耐震診断を行うための指針となります「耐震対策指針」、これら全体を包含するような形で財政収支見通しの検討も含めて「アセットマネジメント指針」というような位置づけになってございます。

次の8ページでございますが、この考え方としましては、各指針を使って更新事業の最適化といいたまいますか、負担の最小化を行っていただく、そのための指針となります。

次の9ページでございますが、これも「事業者・ユーザー企業の対応について」の「負担の最小化の努力」に該当するものでございますが、そもそもまず指針活用の前提となります中長期計画を策定しているのかいないのかということで調査をさせていただいております。「策定している」事業体が71事業体、中長期計画を「策定していない」事業体が81ございました。その下に、理由として「差し迫った必要性がない」とか「事業規模が小さいために策定することが困難である」というようなところが回答としてございました。

次の10ページで、それでは「アセットマネジメント等指針の活用状況」については、「活用済み」の事業体が20事業体、「検討中」の事業体が51、「活用しない」というのが81事業体ございました。

右のところに評価でございますが、指針策定から1年しか経過していない中、約半数の事業体が指針を既に活用、または活用を検討中であって、大きく前進しつつあるのではないかと思います。

一方、81の事業体が指針を策定していないわけですが、これらの事業体は、実は中長期

計画すら策定していないということでございまして、指針の活用というのは工業用水の将来にわたる安定的供給とか、またはユーザー企業にとってもこれは安定材料、安心材料になるため、引き続きこれらの事業者に対しましては計画の策定を促していくとともに補助制度の運用等におきまして指針の活用を誘導していく必要があるのではないかと考えてございます。

次の11ページで「国による対応について一補助制度の見直し」でございまして。

こちらは、工業用水道施設の耐震化の加速化に係る補助金ということで、平成24年度の補正予算で16.3億円、25年度の補正予算で12億円というような予算措置をさせていただいております。

下にございますが、これらの補正予算による直接的な効果というのでしょうか、事業費ベースで102億円の投資が行われておりまして、耐震対策の向上した工業用水道施設から工業用水の安定供給が確保されるユーザー企業数は1,300社以上と見込まれてございます。

2つ目のところで、更新・耐震化指針による耐震化の優先順位づけというのを補助金の採択要件としてございまして、採択事業数が増加していることから指針活用の促進にこの補助金が一定の成果があるのではないかと考えてございます。

そして国の継続的な支援を望む声もございまして、補助対象事業のあり方の検討も含めまして当初予算化というのでしょうか、継続予算化を検討する必要があるのではないかと考えております。

次が、「国による対応について一大規模災害時の対応等（提言④）」でございまして。こちらの「工業用水道事業における全国相互応援体制の構築」を平成25年3月に整備をいたしました。今後、万が一のときに速やかな対応が期待されるものでございます。

次の13ページでございまして「事業者・ユーザー企業の対応について（提言⑤）」、「今後の事業のための適切な情報共有」でございまして。こちらにつきましては、前回の報告書をまとめていただきました平成24年を境に、その前年の23年と、今年度はまだ終わってございませんが、平成25年においてユーザー連絡会の開催状況について調査をいたしました。その結果、23年に開催した事業体数は52事業体、25年は54事業体というようなことで、有意な変化がみられないような状況になっています。

左下のところに、ユーザー連絡会を実施していない理由がございまして、1つは「ユーザー企業数が限られているので個別協議を行っているため」とか、3つ目の・のところで、「ユーザー企業からの実施要望がないため、今のところ実施していない」と、そういうよ



うな回答をいただいております。

評価といたしましては、実施事業体数の変化はみられない。資産維持費の導入とか責任水量制見直しに際しての検討・協議の場ともなるため、引き続き私どもとしましては事業者に対し、経営状況や更新計画の情報共有を促していく必要があるのではないかと考えてございます。

次の14ページも「事業者・ユーザー企業の対応について（提言⑥）」の関係で、「責任水量制の見直し」でございます。「導入済み」の事業体数が19事業体、「検討中」という事業体数が6、「導入はしない」というのが127事業体ございました。

「導入しない」理由でございますが、二部料金制を導入すると料金収入が減収することが見込まれるためとか、ユーザーに責任水量制と二部料金制を選択してもらった結果、料金単価の上昇を伴うならば、現状の責任水量制のままでよいという回答を得たため。その次に、基準料金上限の料金設定となっているため、値上げを伴う二部料金制の導入はできない。さらに、まず累積欠損金の解消及び資金不足の解消を実施し、その後、二部料金制の検討に取り組むというような回答をいただいております。

「導入済み」は、2年前の調査から、実は7事業体増加しております。そういう面からみますと一定の努力は認められるのではないかと考えております。ただ、導入しない事業体については、収益減少への対応とか財務体質改善があわせて必要との意見がございまして、雑用水供給を含め、販路拡大等収益向上に向けた対応が必要なのではないかと考えてございます。

さらに二部料金制導入の制約ともなり得る基準料金制というものの廃止を検討する必要があるのではないかと考えてございます。

次の15ページ、最後でございます。「事業者・ユーザー企業の対応について（提言⑧）」の関係で、「専門技術の伝承の努力」でございます。

こちらは前回、やはり同様の調査をしてございますが、母数がかなり違っていて、一概には比較できないところはございますが、総じて「実施している（100事業体）」の実施内容と、右に棒グラフがございまして、灰色のところは前回調査で、青いところが今回の調査ということで、「実施している」というところが増加しているというような感じにみえてとれます。「実施していない（44事業体）」は、技術移転できる人員が少ないとか、採用・異動問題とかございまして、評価といたしましては、専門技術伝承の努力は着実に進展していると考えてございます。ただ、実施していない理由に「人員不足」を挙げている事業

体もあることから、やはりPFI／PPPの活用等も視野に入れた職員不足への対応が必要ではないかと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より説明がありました議事内容（１）の「工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）における提言の進捗」ということで、この提言から今日に至るプロセス、内容についてご説明をいただきましたが、ここでご質問、あるいはご意見を伺いたいと思います。

なお、ご発言等の際には挙手の上で、お近くのマイクからお願いいたします。いかがでございましょうか。初めて委員になられた方にとっては急なお話だとは思いますが、どこからでも結構だと思いますので、ご質問あるいはご意見等ございましたらいただければと思いますが、いかがですか。

事務局で非常に簡潔にご説明をいただきましたので、ずっとご理解いただけるのかもしれませんが、何か疑問点、あるいはもう少し詳しく説明がほしいようなところがございましたらお願いできればと思いますけれども。

報告書は2年前ですので、それからまだほんのちょっとしか、実質的には1年ちょっとしかたっていないので、前回の小委員会での報告書からいろいろ進んできた中で、大きくは変化していないのではないかと思います。多少、アセットマネジメントをやられたりいろいろなことをやり始めているとは思っておりますが、まあこれからだとは思いますが。

どうぞ三田委員お願いします。

○三田委員　1点、直接は関係ないと思いますが、14ページに「責任水量制の見直し」ということを書いてありましたので、意見を述べさせていただきたいと思います。

責任水量制というのは、最初に企業と事業者さんが契約を結んだときに、このぐらいの水量が要りますよということで決められているものだと思います。ただ、現在のところ、当初の見通しを供給できるという事業者さんもいるわけですが、渇水だとか自然現象で水量を供給できない事業者さんもいると聞いております。にもかかわらず「責任水量」という名目のもとで費用を払うということですので、企業にとってはダブルパンチではないですが、非常に厳しいものになっています。企業側も努力することによって使用水量を減らしておりますので、何とかなっちはいますが、そういう状況の中で、工業用水の制度全体をどのようにしていかなければいけないのかというのが、これからの議論ではないかと思

います。

我々ユーザー側も事業者さん側にいろいろご協力はさせていただいておりますので、ぜひこの辺も含めて議論をさせていただければと思います。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

責任水量制というのはなかなか難しい問題なのかもしれませんが、これからいろいろ知恵を絞っていかなければいけないのではないかという思いでございますが、どうぞ杉浦委員お願いします。

○杉浦委員　　教えていただきたいのですが、今の14ページの「責任水量制の見直し」の黄色い箱の中の1番最後の「二部料金制導入の制約ともなり得る基準料金制の廃止を検討する必要がある」とありますが、基準料金が二部料金制導入の制約になり得るという事がちょっと理解できなかったものですから、教えていただければと思います。

○浜野工業用水道計画官　　説明が舌足らずで恐縮でございます。4ページをもう1度見ていただきたいと思います。

「事業者・ユーザー企業の対応について」というところで⑥の「責任水量制の見直し」が、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行について可能な限り検討するというような形になってございまして、これだけリサイクル率が高まっていて、実給水量は契約水量より低いというところも多々あるのではないかと。それで契約水量の見直しも、というようなことになって、ここに二部料金の導入を行うというと、全体のコストに見合う料金設定というのを考えますと、単価が上がることになろうかと思えます。

○杉浦委員　　私たちの理解は、基準料金というのは、今の責任水量制のもののほとんどが導入している単一の基本料金と理解していますが、二部料金になった場合は、従量料金が入ってくるのですが、それが、基準料金が頭に抑制される、押し下げられるというか、そういうことと関係はないと思いますが、平均した供給単価が基準料金を上回るような施設ができない、という意味ならばわからなくもないのですが。すべての有収水量を水量で割った単価がという意味ですか。

○浜野工業用水道計画官　　二部料金の、例えば固定費対応分の料金というのは、契約水量に基づいて出されて、変動費分が実給水量に基づいて出すというのが一般的な二部料金と聞いてございます。それで、固定費分に関しまして、実際には責任水量制で全体に使っている量以上のお金を払っている、単価が安いかわりに。しかし、これを二部料金に移行

するときに、そもそも契約水量を見直して少ない、つまり実際に使っている水量に見合うような水量にすると、基本的に固定費分のものは、結局その水量割になるので、単価としては上がるというようなことになろうかと思えます。

○杉浦委員 基本料金の部分がということですね。

○浜野工業用水道計画官 はい、基本料金の部分が、いわゆる基準料金を超えてしまう場合もあり得るということでございます。

よろしいでしょうか。

○杉浦委員 はい。

○小泉委員長 それでは、そのほか何かございますでしょうか。

どうぞ河野委員お願いします。

○河野委員 熊本県の河野でございます。初めて参加させていただくものですから、前回とのつながりがないかもしれませんが、私も14ページの責任水量の見直しについてお伺いも含めてです。熊本の場合は、もう既に料金制度というよりも、経営が非常に破綻している状態がありまして、行政として支えながらやっています。私も全国的な経営状況を全部把握しているわけではありませんが、見直しの方向にこういう提言があつて、こうやって各事業者の状況を聞くと、例えば導入しない理由を読みますと、それぞれの事情があつて、同じ方向にはなかなか行かないのだろうという感じもいたしますし、私どももそう簡単にはいかないようなところもあります。

提言の進捗状況ということで説明をしていただきましたけれども、今後、この見直しという課題に対して、どのように進捗していくことを想定されているのかというのを確認させていただきたいと思っています。

○小泉委員長 よろしくお願いします。

○河村大臣官房審議官 担当審議官の河村でございます。

今、私どものほうから説明がありましたが、最初はむしろ全体のたてつけというか、説明の仕方についてご説明したほうがいいと思います。先ほどの三田委員のご質問にも絡みますが、今、過去2年前のレビューをあえてしていますのは、もともとこの小委員会でご提言をいただいて措置したものの、それからいまだ途上なものについて、あえてご説明しています。というのは、この後につながりますが、河野委員からご指摘があつたように、今までの中で発生した課題、あるいは改善途上なもの、まだ今後の課題が残っているものという意味で分類は3つに分かれております。

その課題について次に、やったけれども残ったもの、あるいはもっとやったほうがいいものについて、これからご説明をして、それから今、河野委員からご質問があったように、それでは残ったものについてどのように措置をするかというのを、今日これからご提示をしながらご意見をいただき、それを踏まえて対策を検討したいと考えております。

○小泉委員長　よろしいでしょうか。

○河野委員　はい。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

そのほか何かございますでしょうか。どうぞ神子委員お願いします。

○神子委員　千葉県の神子です。同じ 14 ページの責任水量制のところに話が集中して申しわけないのですが、千葉県でも今二部料金制の導入を検討しておりまして、「検討中」の事業者の中の 1 つということになると思いますが、これから受水企業のアンケート等を実施しようというところですが、受水企業の中で契約水量と実使用量の差が少ないところと乖離しているところとあって、総括原価を料金で対応するということになると、どうしても企業によって損をする企業、得をする企業が必ず出てくる。そうすると、これからアンケートをとりますが、その意見は分かれるであろうと思われまので、そうなってきたときにどのように対応するのか、これはこれから内容をみて検討しますが、責任水量制を提言に沿った形で動かしていくのはなかなか難しいのではないかと、今のところ感じているということです。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

この責任水量制というのは、なかなかいろいろ皆さんご苦労されているのかもしれないし、今後、こういった問題も何かいい方向性がみえるような議論ができればありがたいなと思っておりますので、何分よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他いかがでございませうか。どうぞ石島委員お願いします。

○石島委員　水道協会からの参加ということですので、上水道の状況など情報提供させていただければと思ひます。

資料の 12 ページですが、こちらの「全国相互応援体制の構築について」、この仕組みについては、水道を参考にしてつくられたとお聞きしております。ちょうど 3 年前の東日本大震災が発生したときに、上水道では日本水道協会を通して 562 事業者、延べ 4 万 1,400 人が応援活動を行っています。これは未曾有の災害であったために、その支援の規模は過去最大となっておりまして、過去最大の支援であったために後日、幾つか課題が出ておりま

す。

1つ目は、例えば固定電話や携帯電話が通じなかったために現地の被害状況や必要な支援の内容の把握が難しかったとか、その地域の中心になる支部長都市、工水の場合は地域主幹事業体となっていますが、こちらが被災されていて地域内の調整ができる状況になかったとか、例えば九州から東北への支援、応援の場合、遠距離になりますので途中で中継地、休憩ですとか情報収集をするような中継地が必要になったというようなことが、新たに課題としてわかりました。

また、事業体の中にはこの仕組みですとか、それぞれの職員が何をすべきかということについて余り周知されていない、理解されていないところもありまして、そこがなかなかスムーズな支援につながらなかったところもあったということです。今後この仕組みの運用に当たって、このあたりを参考にいただければと思います。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

昨日がちょうど3年目ということでしたが、こういった大規模災害が起こったときの応援体制というのは、本当に常時からきちっと整えておくことが大事だと思いますので、どうもありがとうございました。

どうぞお願いします。

○河村大臣官房審議官　　大変貴重なご意見と情報をありがとうございました。

今のはいわゆるBCPみたいな話になると思いますが、実は私どもも同様に考えております。参考資料の1番最後になりますが、参考資料の2—7をごらんになっていただきますと、私どもはまさに、昨日は東日本大震災の3年目でしたが、こういった災害時の利活用というのは、今おっしゃられた現場の観点、あと工業用水の社会的な価値を高める観点からも政策的意義があると考えております。実は既に経済産業省としましては、裏側のページにありますような有効活用案として消火用水とか散水、生活用水、もちろんこれらに活用するためには、おっしゃったような連絡支援体制の整備が前提でございますが、こういったものに活用することを考えておりまして、これは既に各自治体に工業用水協会を通じて要請して、今その検討状況をアンケートで把握している途中でございます。

今後、おっしゃられたような観点も踏まえながら、有効活用をさらに推進したいと思っておりますので、こちらも参考までに付言しておきます。ありがとうございました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見がなければ次に進んでまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、引き続きまして議事内容(2)ということで、「工業用水道事業の現状と課題」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○浜野工業用水道計画官　ご説明させていただきます。お手元資料4をご覧くださいと思います。

「工業用水道事業の現状と課題」ということで、まず「1. 工業用水道事業の現状」からでございます。

表1をごらんいただきたいと思います。「工業用水道による需要の推移」ということで、平成20年度～24年度までの5年間、「契約水量」、「給水先数」、「稼働率」ということで数字を挙げさせていただいております。「契約水量」、「給水先数」を見ていただきますと、一貫して減少している傾向が見てとれます。「稼働率」につきましては、平成22年度に若干もち直しが見えますが、全体的な流れといたしましては減少しているということが言えると思います。

表2は「職員数の推移」でございます。平成19年～23年度まで一貫して減少している傾向が見てとれます。

次の2ページの表3「経常収益、経常費用、経常利益の推移」ということで、経常収益と費用につきましては、この5年間一貫して減少しております。ただ、経常利益を見ますと、21年度につきましては若干増加が見てとれますが、5年間の全体的な流れとしてはやはり減少傾向が続いている。しかも、経常費用のところで、平成23、24年は減少というか、止まってしまったような状況がみてとれます。

その下のグラフ1でございますが、「工業用水道事業者の経営状況」ということで、私ども事業者から報告を受けているデータから、他会計補助金を除いて再計算して整理したものでございます。これを見ますと27.7%が赤字というようなことになってございまして、厳しい経営環境がずっと長期的に続いているというようなところが見てとれると思います。

次の3ページのグラフ2をご覧くださいいただきたいのですが、「工業用水道事業の未処分利益剰余金の状況」ということで、いわゆる損益ベースでどれだけ利益がたまったかという話ですが、「欠損金あり」と「1億円未満」というようなところを合わせますと、全事業数243のうち70%がこういうような状況で剰余金がないということがわかると思います。

その下のグラフ3「工業用水道事業の積立金の状況」でございますが、こちらは言ってみれば貸借対照表ベースでどれだけの内部留保がなされているかというようなところでございますが、0円という事業が118、1億円未満というのが69で、両方合わせまして77%、約8割が内部留保できていないというような状況で、要するに更新投資への備えができていないというような状況が見てとれます。

次のページを見ていただきまして、表4に「建設改良費、財源のうちの企業債及び同比率の推移」の表を挙げさせていただいております。建設改良費、財源中の企業債でございますが、平成20年度に若干山がございますが、こちらにつきましてもこの5年間、傾向としては減少傾向でございます。そのうち財源中の「企業債比率(%)」、1番下の段ですが、平成19年度が35.4%から23年度には28.3%ということで、借金の比率が減っている、減らしているというのでしょうか、そういうところが見てとれます。

次の表5「借入資本金のうちの企業債残高」ということで、言ってみれば民間企業の長期負債みたいなものに当たると思っておりますが、企業債残高はこの5年間一貫して減らしているというようなところで、財務体質の改善というのを一生懸命やっているようなところが見てとれます。

その結果、表6「償却資産及び建設改良費の推移」がございますが、こちら特に見ていただきたいのは、3段目のところで償却資産を建設改良費で割ったものを各年度示してございます。これは、いわゆる更新投資が一巡する年数というような形で考えてよろしいかと思っております。平成19年度は46年かかるというところから、平成23年度には58年かかるというようなところで、要は投資を先延ばししているというようなことが考えられるのではないかと思っております。

このようなことから、「2. 工業用水道事業が抱える課題」でございますが、これらの厳しい状況を要約いたしますと①～④までになると思います。

1つ目が、需要の減少による事業収益の減少と施設稼働率の低下。次に人員削減により事業を担う職員が減少している。3番目に事業者は費用削減に努力しているが、実際には限界に近づいているのではないかと。4番目に施設が老朽化しているが、資金不足から必要な更新・耐震化を先送りしているのではないかと。

前回の小委員会による提言におきましては、今後必要となる更新・耐震化等について事業者とユーザー企業の双方が負担を最小のものとして合意できる仕組みづくりを構築するための方向性を提示いただきました。この提言を踏まえまして、国といたしましては環境



整備とか、また事業者とユーザー企業による取り組みは進捗しつつはございますが、他方で先ほど資料3で示しましたように資産維持費の導入であるとか責任水量制の見直しは、収益向上による財務体質の改善とあわせて行う必要があるといった意見、それから規制緩和が必要との意見、また人員不足による専門技術の伝承もままならないといったような課題があるというのが見えてきてございます。

そのようなことも踏まえつつ、事業者側が収益向上の改善に、より直接的に取り組むことができるように引き続き、以下のような課題に取り組んでいくことが重要であると考えてございます。

「今後対応すべき課題」としましては、1つ目が、事業者の収益向上に向けた対応。2つ目が稼働率の低下した資産や有休資産の有効活用または処分の促進。3つ目に限界にきている費用削減や職員不足への対応。4つ目が老朽化資産の計画的な更新・耐震化の一層の促進というふうに考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

ただいま「工業用水道事業の現状と課題」について報告をしていただきましたが、内容について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ神子委員お願いします。

○神子委員　　千葉県の神子ですが、今ご説明いただいた内容は、基本的にそのとおりでと思います。1つだけ申し上げれば、4ページの「2. 工業用水道事業の抱える課題」の④で「施設が老朽化しているが資金不足から必要な更新・耐震化を先送り」と表現されておりますが、千葉県の状況を考えてみますと、平均耐用年数が45年というような書かれ方をしていますが、例えば機械とか電気関係、これは耐用年数どおりとはいかないまでも、これらは比較的耐用年数は短いですから、定期的に更新をしていく必要があるし、実際にしている。しかしながら、コンクリート構造物のように耐用年数が長いもの、これは設置してから65年とかというところまではまだ来ていない。ただ、それが近づいてきているということで、修繕などをしながら使ってきているわけですが、近々必要な更新、あるいは大規模修繕というのをしなければならぬ時期に近づいてきている。そういったことで、千葉県とすれば国でまとめていただいたアセットマネジメント指針を参考に、それに基づきながらこれからの更新・耐震化計画に取り組んでいくというようなところでありまして、必要な更新・耐震化を先送りというよりも、今そういう時期に来ているという感じを私ど

もは思っております。

○小泉委員長　　どうもありがとうございます。

事業体によって状況はいろいろあるかと思えますね。

ほかに何かございますでしょうか。杉浦委員お願いします。

○杉浦委員　　愛知県の杉浦ですが、今千葉県さんが言われたように、これから更新、特に管路更新というのが喫緊の課題になっておりまして、国で作っていただいたアセットマネジメント指針を使って県内で4つの事業のうちの50年過ぎた事業の管路更新計画を今年作りました。ただ、その中で資金計画を、アセットマネジメントですから当然検討しますが、そういうことを検討すると、更新のワンサイクルを何年とするか、耐用年数は管の場合は40年ですが、年度の事業費を極力平準化しながら、できるだけ現行料金水準を維持しようということも含めて検討した結果、80年で更新していこうということで資金計画、それから事業計画を作ることができました。

さらに日頃からの保全というか、長寿命化するための日常からのいろいろな手当てというか、そういうことも含めて80年ということで、それが、結局先送りしないため、そして現状の資金、料金の中でできる計画ということで今年度作って、来年以降実施に進めていきたいと、そういうのが今の愛知県の状況でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございます。

どうぞお願いします。

○河村大臣官房審議官　　今、まさに現場に近いところにおられます神子委員と杉浦委員から貴重なご意見を賜りました。

私自身も、今日来られている各県を自分の足で回らせていただきまして、現場を見せていただいたので感想めいた話になってしまいますが、確かに私どもの書き方として「必要な更新・耐震化を先送り」という表現はちょっときついかもしれませんが、確かに実際に将来に備えて余裕をもって手当てをして蓄積があるところは非常に少なく、その中で、今杉浦委員からご説明がありました愛知県さんのように、老朽更新により、寿命を延命して計画的にやっているところがある一方、まだ全体計画もなく、とりあえず穴だけを塞いで使っているような自治体もございます。

これは根本的には予算の問題なので、私どもの補助金も含めまして、予算に余裕があったらいいのですが、他方で工業用水に関する最大の悩みは、基本的には公営企業なので、企業利益でやりなさいという考え方がある一方で、地域に役立つ投資は公費である程度支

援しなければいけないという、そのバランスが非常に難しいところでございます。

したがって、今日これからまたご説明しますが、工業用水の企業価値を高めながら国からの支援をできれば増やしていくし、そうでなければ、今愛知県さんがおっしゃったような方法でどこまで延命、あるいは改築ができるかという点が、今後の課題になっていくと思っております。その中で、私どもの一案も提示しながら、この後ご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に進んで、今お話がございましたように、前向きな委員会になればいいなとも思っておりますので、次の展開をどのようにするのかということで、議事内容（3）に入らせていただきます。「今後の工業用水道政策の方向性」、これはまだ素案でございますが、これにつきまして事務局より説明をよろしく願いいたします。

○浜野工業用水道計画官　　ご説明させていただきます。お手元資料5をご覧くださいと思います。

「今後の工業用水道政策の方向性について（素案）」ということで、私ども、この方向性につきましては、「1. 短期的に対応するもの」と「2. 中長期的に検討するもの」と2つに分けております。2つに分けてご説明させていただきます。

まず「短期的に対応するもの」でございしますが、将来においても安定した工業用水の供給を確保するためには、工業用水道事業者の経営健全化を図り、老朽化が進む施設の更新や耐震化を適切に行っていくことが不可欠ではないかと考えてございます。

このような考え方のもと、先ほどもありましたが、事業者とユーザー双方が負担を最小のものとして合意できる仕組み作りというようなことで提言をいただいております、前回の小委員会の提言を受けた取り組み状況も踏まえまして、各事業者が収益構造の改善に、より直接的に取り組むことができるように、次のような課題に取り組んでいきたいと思っております。

最初に「（1）事業者の収益構造に向けた対応」でございしますが、こちらにつきましては2つの規制緩和を考えてございます。

1つ目が「基準料金制の廃止」でございします。工業用水道事業の適正な収益構造を実現するためには、事業者の実態にあわせた料金の柔軟な設定、例えば料金を上げる代わりに責任水量制を撤廃するというようなことが必要ではないかと思っております、これはその他の事業者との料金体系の差別化を図るといったようなことで、企業誘致における地域

間競争の促進にもつながるものではないかと思っております。

他方で、建設にかかる補助金を受けた工業用水道事業の料金というのは、原則として通達で基準料金という一定の範囲内において定めることとなっております。基準料金を超えた料金とすることができませんし、また前回の提言で示された資産維持費の導入とか責任水量制の見直しに際しても、これが制約となる場合もある。以上のことから基準料金制の廃止というのを行いまして、料金設定の自由度を向上させていくべきではないかと考えてございます。

なお、ユーザー企業への低廉な工業用水の供給というのが工業用水道事業法の目的規定に入っているわけですが、今回の対応が、必要以上の値上げにつながるようなことは避けるべきでございまして、料金値上げの際には、実は国の承認を経ることになっているので、このときに必要性を厳格に判断していくことが重要ではないかと考えてございます。

また、後で述べますが、補助制度の見直しというものとセットで考えていかなければならないものではないかと思っております。

2つ目の規制緩和が「雑用水規制の緩和」でございます。

これは、工業用以外の用途への水の供給を「雑用水供給」と言いますが、これを拡大することが事業者の収益の増加を図る1つの方策でございます。他方で、これも通達がございまして、供給条件とか届出手続などいろいろな規制が支障となっている場合もございますために、これらの規制について緩和を検討していきたいと考えております。

次のページで「(2) 稼働率の低下した資産や遊休資産の有効活用または処分の促進」でございます。

こちらは、やはり収益構造の改善に向けては、遊休資産の有効活用であるとか施設のダウンサイジングというのは重要な手法の1つであろうかと思っております。他方で、補助金で取得した財産の処分に際しましては、原則として国の承認が必要であるということでございます。その具体的な承認基準であるとか、補助金返還の有無とか額の算定方法がわかりにくいというようなことが未利用地の有効活用に係る積極的な検討の妨げになっているのではないかと、そういうような意見も実際にございまして、このため私どもといたしましては、承認手続に係る手引書を作成いたしまして、こういった有効活用また処分を促していくべきではないかと考えております。

「(3) 限界にきている費用削減や職員不足への対応」でございます。

費用削減により事業を担う人員の確保もままならないような事業に対しましては、PFI／PPPの活用、特に近年導入された運営そのものを民間に委ねるといった「公共施設等運営権制度」の活用も1つの対応方策として考えられるのではないかと。したがって「工業用水道事業におけるPFI導入ガイドライン」が平成17年に策定されておりまして、その後見直しがされていないので、この運営権制度を含めた近年のPFI法の改正を反映させるための改訂を行いまして、事業者の方々へPFI／PPPの一層の活用を促す必要があるのではないかと考えております。

「(4) 老朽化資産の計画的な更新・耐震化の一層の促進」でございます。

先ほどご説明いたしました、こちらは24年度、25年度に補正予算で措置はしてきたわけですが、これは単年度限りで継続予算ではないため、事業者側のインセンティブとしては不十分であるという意見も一部ございます。施設の更新・耐震化の一層の促進のために、これを当初予算化というか継続予算にする必要があるのではないかと。その際には既存の改築事業費補助金との関係を整理するとともに、限られた予算でございますので、有効活用するために採択要件を見直す必要があるのではないかと考えております。

「(5) その他」でございます。こちらは2つほど挙げさせていただいております。

1つ目が「施設基準の性能規定化等」ということで、現行の法令体系の中に「工業用水道施設に係る施設基準」というのが省令で定められておりまして、その中には、実は耐震性に係る規定がございません。将来、発生が予想される大規模地震に備えまして、これらを新たに規定する必要があるのではないかと考えております。また、この基準は長期間見直しがされておりませんので、沈殿池の数が2つ以上であるとか、導水管の流速が何メートル毎秒以上みたいな、そういう数字が細かく規定された部分がございます、自由な施設設計とか新技術の導入の妨げとなる場合もあると考えられるため、その数値で定めた仕様規定を性能規定化する必要があるのではないかと考えております。

これによりまして新技術の導入とか創意工夫の反映がしやすくなりまして、例えば更新費用の削減につなげられる場合もあるのではないかと考えております。

2つ目が、「災害時における工業用水の利活用」ということで、工業用水道の社会的価値の向上を図るため、また東日本大震災の経験も踏まえまして、大規模災害時の地域社会におけるいろいろな水需要に応えられるように工業用水道の利活用についてあらかじめ検討しておく必要があるのではないかと考えております。

次の3ページからが「中長期的に検討するもの」として挙げさせていただいております。

背景といたしましては、経済のグローバル化とか国際競争の激化、本格的な少子高齢化社会の到来、または資源・エネルギー制約の顕在化といった世の中の大きな構造変化が進展しておりまして、今後も健全で持続可能な工業用水道事業の実現を図るためには、短期的な対応のみでは限界があると考えられるところがございます。工業用水道事業者の収益構造を抜本的に変えていくためには、以下の中長期的な視点で今後向かうべき方向性と必要な取り組みを検討していく必要があるのではないかと考えております。ここに3点ばかり視点として挙げさせていただいております。

「(1) 産業立地政策の視点」ということで、工業用水道事業者の経営が厳しい最大の理由は、ユーザー企業の撤退や事業縮小などを背景としました需要の減少でございます、一方、地域における企業誘致も苦戦している中で、今後も大幅な増加は見込めない。したがって抜本的な解決を図るためには、単に工業用水道政策のみで考えるのではなく、今後の地域における産業立地、または企業誘致政策のあり方をどうするのか、そういった問題とあわせて考えていく必要があるのではないかと考えております。

現在、地方産業競争力協議会などにおきまして、新たな産業クラスター政策とか地域資源の発掘、活用のあり方、イノベーションの促進政策などについて議論が進められているわけでございますが、それらと密接に連動するような産業立地政策の流れというものを踏まえながら、この中で工業用水道がどのような役割を担っていくべきかを検討していく必要があるのではないかと考えております。

また、実際、自治体の中には工業団地の造成とか企業誘致におきまして新たに進出した企業に一定期間、工業用水道料金の減額措置といった、そういった施策をセットにして戦略的に誘致を行っているところもあるようでして、工業用水道事業者と自治体の産業振興部局との連携強化、それらも含めて総合的な対応のあり方を検討していく必要があるのではないかと考えております。

次が「(2) 事業の統合や広域連携の視点」でございます。

特に事業規模が小さくて事業を担うような人がいない、マンパワーが足りない、そういうような事業におきましては、1事業者のみでの経営健全化に向けた取り組みは限界があります。このような事業者につきましては、他の事業者との統合であるとか広域連携といった手法が有効でありまして、リスク分散とか経営基盤の強化にも資すると考えています。

また、さらに進めて上水道との施設の共用化であるとか統合の促進についても同様に経営の健全化に資する取り組みだと思っております、これはPFI/PPPの推進とか海

外展開とか、そういうのを進める上でも有効なものと考えられまして、制度面も含めた課題や対応策について今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

そして「(3) 海外展開の視点」でございます。

国内において、大幅な需要の増加が見込めない中、今後需要が大きく伸びていくアジアなどを中心とした海外に収益源を求めていくということも経営基盤の強化の一助になる場合もあり得ると考えられまして、実際に海外において工業用水の輸出が検討されたこともございます。中国、東南アジア等については、上下水道の分野で欧米企業が積極的に水ビジネスを展開しておりまして、日本企業、または一部の自治体でも積極的な取り組みが行われております。

工業用水道の分野においても、例えば海外において工業団地を整備するといったような場合、民間活力の導入を図った上で、でございますが、工業用水道というインフラの建設や、その後の運営も含めた事業のニーズがそもそもあるのか、または多くの施設面で共通する上水道と協調した海外での展開の可能性があるのか、さらに海外事業が経営基盤強化につながるのかといったことについても調査、情報収集などを行う必要があるのではないかと考えております。

ご説明は以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました議事内容(3)の「今後の工業用水道政策の方向性」、まだ素案の段階ではございますが、これからが夢のある話を語れるのではないかとしますので、今日お集まりの委員の皆様より、いろいろ前向きなご意見をいただいて、これから後ろ向きの工業用水道ではなくて前向きの、次のステップに向けてどう進めていくのかというような視点でご議論いただければありがたいと考えております。

ご意見は挙手をしてお願いしたいと思いますが、この議題では議題(1)、(2)とも関連がございますので、前の議題(1)、(2)に関してもご意見、ご質問をいただいても結構だと思います。

それでは、忌憚のないご意見を賜ればありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。若松委員よろしくお願ひします。

○若松委員　　レンゴーの若松と申します。よろしくお願ひいたします。

今、事務局からの説明を伺っている中で少し奇異に感じたのは、我々は安定供給をベースにして、工業用水というのは代替するものがないから、安定供給というのが1番

大事なところであると認識しています。そういう中で、このアンケートの結果を見ると、いろいろなことについて緒についたばかりという評価も1つあるでしょうが、例えば中長期計画を立てていないところが81事業者あって、そこは当然のことながらアセットマネジメントも導入していないであるとか、それから例えば耐震化対策なども、42の事業で補助金を受けているという形で進めようとしている。そういう中で、例えば責任水量制のことであるとか、そういうことに取り組めないという感じで拒否反応をしているようにも見えるアンケートの回答があるのではないかと思うんですよね。

そうすると、先ほどの「工業用水道が抱える現状と課題」のところ、今後検討すべき課題を4つ、これは明確な問題点として確かにこのとおりだと思いますが、これをどのような方向で解決していくかというときに、どうやって実施していくか、どうやって実効を上げていくか、そういう問題点が内在しているのではないかという気がします。

それは、事業体としていろいろ置かれている立場は違うのでしようけれども、そういう中で事業体の切り分けというか、今一生懸やっているところ、それなりにやっているところ、ちょっと諦めに近い責任水量制にあぐらをかいているのではないかという感じがみえるようなところ、そういうものをどのように動かしていくかという視点も必要ではないかなと感じましたので、ご報告しておきます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。きょうは初回ですので、若松委員からご発言いただきましたので、順次お1人ずつご意見を伺って、感想でもよろしいと思いますが、それでまた事務局からお答えいただくようなことでやりたいと思いますので、次に三田委員よろしく願います。

○三田委員　　資料5の方向性について、中身にはアグリーする部分が結構あるかなと思います。企業側から考えると、料金、単価が上がったとしても、総額で減額になれば受け入れられると私は思います。

1番問題なのは収益向上をどこでとるかということだと思います。今の工業用水のユーザーは、基本的に使用水量を減らしていくというのが現状で、あと我々石化業界もそうですが、国際競争の中で戦っていますので、国内立地だけではなくて海外の立地もあわせて考えることになります。それでどちらがいいか、国内がいいのか、海外がいいのかと考えると、現状は国内で残るのがなかなか難しくなっておりますので、あと、工業用水をどのように使ってどういうところでお金もうけをするのかというのが1番ではないかと思います。



その1つとして、先ほどご説明のあった雑用水というのがございましたが、そちらのほうへ行かれるのも1つの考え方ではないかと思えます。

あと、中長期的なところは、最後の海外へ出るというのは、やはり母体がしっかりしていないと行けないと思えますので、その辺、まず国内の地盤を固めた上でお考えいただければいいのではないかと思えます。

以上です。

○小泉委員長　　ありがとうございました。

それでは、田中委員よろしく申し上げます。

○田中委員　　若松さんと石油化学工業協会の委員の方が言われたとおりだと思います。若松さんご指摘の資料4の「今後の対応すべき課題」のところで、「事業者の収益向上に向けた対応」というのが1番重要ではないかと思えます。

それから資料5の「基準料金制の廃止」のところで、単価を上げるかわりに責任水量制を撤廃するという話ですが、これは我々水を利用する側からいうと、責任水量制を変えてくださいというのは、今三田さんがいわれたように、それぞれの考え方があるでしょうけれども、単純に責任水量制を変えますからと、供給側からいえば施設を維持する以上は、その費用がかかるので当然だと思いますが、単純にこういう話には我々、ユーザーとしては乗れない。

工業用水ができた頃の、それぞれ工業地域の産業が動いた時に比べ、日本から企業が海外へ出ていったというようにユーザーは減っているわけですから、後ほど出てくるのですが、池本さんがコメントを出していますが、工業用水と上水の原水は河川水ですから、ここには水利権という難しい問題があるのでしょうかけれども、使う側を、利用サイドをどうやって増やすかということも1つの検討の方向ではないかと思えます。

海外のほうにも、日本にユーザーがなければ当然出ていくことも考えて、要は今後の課題の1番の「収益向上」、お客さんをどう押さえるかということではないかと我々は考えますが、水利権という大きな問題がありますが、そういう点を検討していくのも1つの考え方ではないかと思えます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、杉浦委員お願いいたします。

○杉浦委員　　責任水量制の契約制度、料金制度の問題は、ユーザーさんも事業体もずっと頭を抱えている問題でございまして、工業用水事業は先行投資というか装置産業でござ

いますので、最初にほとんどのものを作って、後で回収する、それが責任水量制の大もとですが、そうした投資の原価をすべて回収しようとする、同じパイの中での、ユーザーさんの中の負担割合の移動だけの話になりますから、絶対利害得失が出るということで、ある程度事業に余裕が出て黒字化すれば、その黒字を突っ込んで害のない、利ばかりの状況をつくれれば二部料金制には検討の余地があるのではないかと考えています。

ただ、とは言えどもユーザーさんのご希望をはねつけてばかりということではいけませんので、愛知県では、料金制度はちょっと横に置いておいて、契約制度の減量に対しては柔軟に対応していこう、ある一定の条件に合致したら減量を認めていこうということで、一定のルールを作りました。だけれども、きちんとたがははめてありますので、そう減量を認めるという訳にはなりません、やはり経営状況の悪化しているところにさらに負担させるということも、料金を負担させるのも大変ですので、県内の企業を、産業を発展させるのも工水の役割ですが、既存の企業を維持していくのも重要なものですので、そういう意味では一定のルールをつくって減量を認めております。ただ、経営に影響のあるような大きな減量については、負担の公平性からいって、やはり一定の負担金をいただいて認めている。そういうこともあって、料金制度については過去2回ほど、試算をしまして、ユーザーさんにご提示させていただいています。

そういうことで概ね理解を得ていると思っております、どちらかといったらそういう要望は僅かということで、今のところは減量のほうで対応している。ただ、いつまでもというわけにはいきません。先ほどどなたか言われましたが、水利用を合理化した努力が全然反映されない制度ですので、節水しても減らない。ただ、一方でユーザーさんからは、節水になると使った実績量に節水率がかかってくる。ですから、今の契約制度だと、例えば冷却水として3回使って捨てていたのを、従量制の部分が入ってくれば、例えば4回使って捨てるということで節減するが、今使っている量にかかってくる節水率がだんだん厳しくなった時、その分、節水に対して厳しくなると、そういう反面もあるということで、いろいろな意見を言っていただきながら、最終的にはユーザーさんとの話し合いですので、そういうことを丁寧に説明しながら、今はやっている状況です。

「限界にきている費用削減や職員不足への対応」ということで、PPPとかPFIとかありますが、うちもPFIというのをやっておりますけれども、これは意外に、やれば人が減るというものではないということがだんだんわかってきて、そのPFI事業者をモニタリングするいろいろな事務がふえて、そうでもないなど。

それから民間委託している、浄水場の運転管理など民間委託しますと、その委託業者を監督する業務というのは必ずあるわけですし、一定のそういう民間へ委ねる部分はあるのですが、全てを移行していくということは、何かあった場合の危機管理というリスク管理の面から職員をどんどん減らしていくということは非常に事業としてはまずいのではないかと、これは一定のところでは、やはり職員の合理化というのは止めていく必要があるのではないかと考えております。

それから、これから更新、改築が増えてきますが、今までは設備という点の改築でした。浄水場などがある自分のところの敷地内とか、そういうところの改築でしたが、これからは管路という線の改築が増えてきます。それは道路の下に埋まっている管路ですので、そういう意味では今までの改築に要する期間よりはもっと長く必要になるのではないかと、改築事業の期間、10年以内という縛りがございしますが、非常に難しいのではないかと。この辺を柔軟に見直していく必要があるのではないかと、今後、国のほうでもいろいろご検討を願えればと考えております。

あとは、県内で4つの事業をやっていますが、事業間で料金格差とか経営格差が出ております。ただ、狭い愛知県の中で料金に格差があるということは、均衡ある産業の発展を阻害するのではないかと、これを統合できれば、そういった経営的な面もスケールメリットが出て、ある程度解消できる部分があるのではないかと考えています。

そういう面で、事業統合に向けた何らかの統合できる環境整備、環境ができれば非常にありがたいと考えておりますので、そこら辺も「広域的な」というようなこととかがありました。他県との広域化というのはなかなか難しいかもしれませんが、県内での広域で、水道なども「広域化」というのはキーワードとして、人もだんだんといなくなる、技術者がいなくなる、それから経営も厳しくなる中で、広域化してスケールメリットで何とか事業を継続させていくということも1つですので、工業用水でそういう視点が入ってくるならば、例えば余っている水源なども有効に使えることとなります。

そういうことで災害時でも水源の融通などでバックアップできるということも可能になりますので、そういったことも検討というか、そういうものを考えていただければと考えております。

○小泉委員長　　ありがとうございました。

それでは、河野委員よろしく申し上げます。

○河野委員　　熊本県でございます。3点ご意見を申し上げたいと思います。

既に先ほども申し上げましたが、我々、経営が非常に赤字の中で、収益向上に向けた対応、取り組みというのは、何らかの形で日々取り組んでいるところでありまして、項目を出していただいている方向性については、我々も、先ほど言いましたように既に実施しているところもございます。

そういう取り組んでいる中で、②の「雑用水規制の緩和」という項目を出していただいておりますが、今ある雑用水、本来は工業用水のための施設ですので雑用水を増やすというのは本末転倒なのかもしれませんが、先ほどアンケートがありましたように受水企業のニーズあたりも減少ぎみという中で、やはり現状の工業用水の安定供給のためにも、経営改善をするという意味では、雑用水をどう使うかというのは、我々も日々考えあぐねているところであります。

それで、先ほどちょっと出ましたが、池本委員のコメントにも書いてありますが、今元気のいい地域の経済活動をやっているのは、やはり大規模商業施設だったりするわけですね。そういうところは中水道的機能と上水機能をもっていちゃって、いわゆる上水で中水道的な活用もされているということです。やはり工業用水を雑用水として供給する場合に、飲料については非常に厳しいところがありますので、そこが今後はネックになっていくのだろうと思っております。

ただ、飲料と中水道を別々に配管するコストに対応していただけるかということ、それはなかなか難しいところがありますので、両方の量が逆転しない程度のいろいろなルールづくりはあると思いますが、私ども今いろいろ取り組みをする中では、そういう世界に使うことが幾ばくかでもできれば、この枠も広がると思います。地方で雑用水の活用といっても、何でもできるから何でも使ってもらえるかということ、そうはいかないところもあります。

そういうことで、この方向性の中では、表現は小さいところまで書くことはできないと思いますが、これからこの方向性をどのように実効的なものにしていくかという点で、そういうことを配慮いただければということが1点でございます。

あとは、2ページの(4)に「更新・耐震化の一層の促進」で、補助金の活用ということも出していただいております。私どもも、先ほど説明がありました補正予算等でお世話になっているところではありますが、通常の、ここに書いてありますのは、改築事業費補助金との関係の整理とか、やはり限られた予算の中でどのように事業が採択されるかというのは、国のいろいろな考えがあると思いますが、今土俵にも乗らないという状況がどうし

ようなないところがありますので、このような方向性を出していただけるのであれば、土俵には乗るといふようなところで、今後の方向が具体化されていけばと考える次第でございます。

その中で、予算の問題とか、いろいろな継続事業をどのように支援していかれるのかという話はいろいろあると思いますが、この方向性の中でそういうようなことをご意見として申し上げさせていただければと思います。

あと、中長期に検討する中で、3ページの下の方の(2)に「事業の統合や広域連携の視点」ということで、「上水道との施設の共有化や統合の促進」というような表現がございますが、私どもでは、浄水したものを工業用水のほうと上水道のほうに提供しております。一蓮托生の世界ができ上がっております。ただ、それぞれの世界の、いろいろな縦割りの世界もございますので、そういう中を調整しながらやらせてもらっていますが、今後このあたりがいろいろな実情も踏まえて、工業用水の違った存在意義あたりもこの中で共有されてやっていくことができればと思います。

こういう中長期的な話で書いてありますが、現実的にはそういうところも幾つかあると思いますので、そういったことをいい方向にもっていくことができればと思いますが、この方向性の整理につきましては、こういうことをどのように実現していくかという項目としてはこのとおりだと思いますが、具体化のときにはぜひ中身のほうにいろいろご検討いただければと思います。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続いて神子委員よろしくお願ひします。

○神子委員　　千葉県の子でございませう。私からは、いろいろありますが、2つか3つに絞ってお話をさせていただければと思います。

ここに書かれている方向性に関しては、基本的にはそのとおりではないかと思っておりますが、例えば雑用水規制の緩和、これはぜひ進めていただきたいと思っておりますが、私は、今年工業用水の仕事に初めて携わったのですが、工業用水法、工業用水道事業法というのは昭和31年、あるいは33年ぐらいにできた法律で、当時は地盤沈下対策ですとか産業振興ということでできているものであるのですが、今お話に出ておりますように産業振興といったときに工業だけではどうなのか、工業以外の水を雑用水として扱わなければならないというのはどうだろうと疑問をもっております。法律の改正ということに踏

み込まなければできないのでしょうか、貴重な水を工業というものに限らず「産業用水」とでもいえるのでしょうか、農業とか上水道とかは別として、もっと幅広い水というような位置づけも、中長期的な対応策として検討していただけないものだろうかと考えております。

それからもう1点は、「工業用水道の社会的価値の向上を図るため」ということで、災害時における工業用水の利活用ということがここで挙げられておりますが、千葉県でも、先ほど申し上げましたが、長期計画であります更新・耐震化計画を策定するというので、小泉委員長にもお力をお借りしながら、今いろいろご意見をいただきながらやっているわけですが、その中で出た意見として、契約水量よりも実際に使っている水は非常に少ない。それを企業が、いわゆるCSRといいますか、社会的貢献というような活動の中で、例えば事例があるようですが、地域のNPOですとか市町村、そういったところの取り組み、環境学習とかビオトープのようなものをつくる、そういったものに水を使う、そういうことは今の工業用水という性格の中でできるものなのかどうなのかという疑問がありまして、その辺のところについてご見解を経済産業省の皆様にご教えていただければと思っております。

それから、「中長期的に検討するもの」の中で「事業の統合」、あるいは「広域連携の視点」ということで、ここに挙げられております。千葉県の場合、土地の造成、分譲と、工業用水の供給を企業庁でやっております。上水道に関しては水道局という別の組織でやっているということで、今まで上水道との施設の共用化ということは一切取り組んでおりません。そういった中で具体的な取り組みとしてどういうものがあって、その効果としてどの程度のものがあるのか、そういったことに関して、今回は参考資料がいろいろつけられておりますが、その辺を次回までに大変申しわけないのですが、ご用意をお願いできたらと考えております。

あわせて「広域連携の視点」とありますが、「他の事業者との統合とか広域連携という手法が有効である」と書かれていますが、実際に全国の事業者の状況というものを私どもは承知しておりませんので、これが実際に使えるものなのかどうなのか、よくわからないということで、その辺も次回までにわかるような資料をご提供いただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、稲木委員お願いします。

○稲木委員 水資源機構の稲木でございます。今回から参加させていただいております。

私どもは、ご承知のように全国の7水系で工業用水を初め水道用水、農業用水の供給をさせていただいておりますが、もともとの水資源開発公団が、高度経済成長期の水需要に応えるということでできた組織でございます。そういう中で、昨今の経済状況等々、それからもちろん水のリユースという観点から、水の使われ方が減っているというような現状がございます。

そういう中で、施設を維持管理しているわけですが、先ほど申しましたように高度経済成長期から施設整備をしておりますので、それら施設が更新の時期を迎えるというようなことになっておりまして、本日来ておられます千葉県企業庁様、それから愛知県企業庁様等の利水者様の合意を得た上に、それら施設の更新事業をしなければいけないというような時期がまいております。

一方で工業用水の需要が減っているということもありまして、各企業庁様等の事業体におかれましては、それら施設の更新に対する費用の捻出と言いますか、そういうのがなかなか難しい状況なのではないかと思っております。

日本の水源を含めたこれら水を供給するインフラというのは、非常に充実、整備されていると私個人としては思っておりますが、一方で、世界的にみると水不足というのが今後21世紀には訪れるというお話があると思うんですね。今抱えているインフラは、たくさん水を使うという想定のもとに作られたインフラだと思いますが、それが当初考えていたよりは、今使う者が少ない。一方では、世界的には水不足も懸念される。今日本の中では使う者が少し減っているということを考えると、日本の中にせっきくインフラが整っている、そこに使う者を見つけなければならないのではないかと思っております。

今回の方向性の中にありますような雑用水として新たな使い道をつくるというものもあると思います。また、これは産業政策全体にもかかわることなのかもしれませんが、先ほど海外に出た企業がUターンされるというお話もあったようですが、水が不足している地域からそういう企業体の人に来てもらって、要は日本の水を使ってくれる者を見つければ、今抱えているインフラを維持できるのではないかとということにも思っております。

ですので、雑用水を含めた誰かに使ってもらおうというようなことが、もう少し積極的にできる制度をつくっていただけたらと思っております。

それから、老朽化資産の計画的な更新・耐震化の一層の促進という中では、私どもも今申しましたように老朽化が進んでいるということ、それから東海・東南海を含めた大規模

な地震が起きるであろうという地域に施設を抱えておりますので、私どもが大きな事業をしようとした場合、単年度予算ではないものですから、補正予算での措置ということではなくて継続的な耐震化等に対するご支援をいただけたらと思っております。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続いて石田委員よろしく申し上げます。

○石田委員　　日本総研の石田です。

前向きな話と若干前向きでない話と両方あるのかなと思いますが、やはり更新の時期を迎えているという中で、先ほどこれからは点よりも線だと、管路の更新だという話もございましたが、それは更新したら、当然 50 年間の耐用年数というようなことになってくるので、やはり更新に当たっては 50 年後の地域の姿というのを冷静に考えて計画をしていくべきなのだろうなということをもまず考えております。

先ほど資料 3 でしたか、現状のところをご説明いただいた中でも、工業用水道の原水補給量とかいろいろなデータが出ていますが、ものすごく増えていくということは考えにくいですし、トレンドとしては当然縮小していくことも想定して施設の更新計画は立てるべきだろうと、率直に思っております。

実は、そういう感覚は、足元の地方公共団体さんのほうが非常に強い危機意識をお持ちなのではないかと思っております、そういったことを進めていけるような環境整備は、国としてはしていくべきではないかと思っております。

具体的などころですが、まず、各事業体さんのところでは、当然資料の「方向性」のところの「稼働率の低下した資産や遊休資産の有効活用または処分の促進」というところにもありますが、やはり施設のダウンサイジング、これは技術的にも非常に難しいところがあるとお聞きしていますが、個別にできるところはできるだけ進めていかれたほうがいいのではないかと思っておりますのと、話も出ておりますが、またいろいろ難しい点もあると聞いていますが、上水道との連携ですとか広域化ということ、やはりもっと積極的に進めていくべきであり、それに当たっての障害というのをいかに取り除くかということ、強く進めていくべきではないかと思っております。

一方で、各事業体さんがダウンサイジングを個別にされていくというのは、もちろんあると思いますが、中長期的な課題のところの産業立地政策の視点ということで、ダウンサイジングということと需要をつくるという話と両方が関係してくるところですが、今、



工業用水道事業が百五十数事業あるという中で、そのすべての事業体のところで需要を増やしていくというよりは、ある程度の選択と集中みたいなのもあって当然しかるべきのかなと思っていて、やはりこれから産業競争力の強化というところで、立地面で強みを持つところと、必ずしもそうとは言えないところの政策的な支援の仕方も傾斜をさせていってもいいのではないかと考えておいて、それはどちらかというところのレベルで、今後そういったことをしっかり議論をされていって、その産業政策と工業用水道の更新の計画がきちっと一致をしていくというような形が望ましいのだからと考えております。

短期的なところのいろいろな向上策というのは、これはこれで非常に細かくいろいろやっていかなければいけないと思いますが、需要をつくるというところでは、国際的な立地競争にさらされる産業というのも非常に重要ですが、これから厚みを増していく、また重要度が高いのは、やはり内需型の産業だと思っていますので、そういう意味で工業というちょっと狭い範囲ではなく、もっと幅広く産業用の豊富で低廉で質的にもマッチしたものを商業用途等も含めて供給していくという形で工業用水道が再定義されていくと、恐らく経営の安定化にもつながるし、需要の拡大にもつながるし、適正化されていくのではないかと思います。

以上です。

○小泉委員長　ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。石島委員よろしく申し上げます。

○石島委員　まず、中長期計画の策定がなかなかされていないですとか、アセットマネジメントを計画的に進められていないという事業体が多いということで、これは上水道についても同じような課題があると思います。やはり小規模な事業体では、職員が少なくノウハウもないためになかなか策定が進まないということもあります。それで、水道では策定の簡易ツールを厚生労働省で作るなどの取り組みもしていますので、そのような小規模事業体を支援するような取り組みも必要なのではないかと思います。

また、策定しない理由の中に、必要性がないと答えられている事業体さんも結構いらっしゃるようなので、そのあたりについても周知、理解していただくようなことも必要なのではないかと思います。

もう1点、海外展開についてですが、こちらにありますように水道では、近年、海外展開を事業体でかなり積極的に進めているところですが、工業団地への水の供給ということでいいますと、ミャンマーですとかベトナムの工業団地に日本の企業や事業体が参画して

いるという例がございます。また、オーストラリアに使用済みの工水を輸出するという  
ことを検討されている事業体もあります。

ということで、このように海外のニーズはあると思いますが、その中で水道事業体に求  
められているのは「運営ノウハウを提供すること」と言えます。ただし、実際の進出に当  
たっては、現地の物価水準に合った供給をすることが非常に難しいですとか、新たに水道  
施設を敷設すると初期投資が大きいので投資を回収するまでに時間がかかるというよう  
な課題があると聞いています。

ですので、将来的に投資先の国が発展をしていって、将来的にはいつかビジネスになっ  
ていくというような息の長い取り組みが必要になっていくのではないかと思いますので、  
情報提供としてお話しをさせていただきました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

本日は最初ということなので、各委員に全て意見をお伺いしましたが、まだまだ言い足  
らないところもあろうかと存じます。また、池本委員と石井委員からは文書で意見をいた  
だいております。

私も1委員として申し上げますが、工業用水道というのは、今までの過去、歴史をみて  
も、やはり先手を打たないといけないと思っておりますし、特に施設は日に日に老朽化し  
ていくわけですし、いつ大地震が起こるかわからない。こういう中で、更新と耐震化、こ  
れはやはり必須だと思っております。ただ、それに対してお金がないと、こういうことだ  
と思っておりますが、そういう中で工業用水道事業者と受水者がどのように調整をとって行くの  
か、あるいはそういう中で国がどうやって援助というか補助というか、今までの流れとは  
また違う形になるのかもしれないかもしれませんが、そういったことをしていくのか、特に今回の3ペ  
ージに出ている「中長期的に検討するもの」の「産業立地政策の視点」、ですから工業用水  
道だけを考えていたら、これはやはり限界があると思います。やはり工業用水の需要がど  
うなるか、だから、右肩上がりのときはうまく経営できていたわけで、右肩下がりのこの  
時代に一体どうするのかということですよ。

それを、需要予測ではなくて需要予定ということができれば、私はある意味で日本の国  
家が、産業の空洞化があってはいけないと昔から思っておりますし、やはりそういった中  
で、工業用水道という水資源をいかに活用して、今空洞化しつつある、既に空洞化したと  
いったほうがいいですかね。これをもう1回呼び戻すのかということが、私は国家戦略で  
はないかと思っているくらいでございます。

またぜひいろいろな意見を伺いながら、こういったものの先のうまい方法を考えていければありがたいと思います。

今日いろいろな意見を委員の皆様から伺いましたので、事務局で今日お答えできる範囲の何かございましたらお願いできればありがたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○河村大臣官房審議官　それでは、先に浜野からお答えさせていただき、後で私が適宜補足します。

○浜野工業用水道計画官　申しわけございません。質問の中で明確に今覚えているのが神子委員からございました雑用水の供給において、環境学習等々について工業用水が使えないかということでございますが、こちらについては通達の中に要件として「地域環境との調和を図るため工業用水道から供給する」というところで読めると考えております。対象になります。

あと、今後の課題の素案に関して資料がないということで、余り突っ込んだご議論ができなかったということは大変申しわけなく思います。次回にはいろいろな資料をできる限り加えさせていただきたいと思います。

○河村大臣官房審議官　それでは、全体の話につきまして、政策的見地からいくつか補足させていただきます。

意見を私なりに大別しますと、1つは収益性の向上に関する指摘がございました。そのためには水利権が絡むけれども、水道との連携と言いますか、垣根を何とかできないかというご指摘ですね。こちらについては、今の収益性の向上に絡んで、大きなキーワードとして規制緩和、自由化というのを私どもとして提示したつもりでございます。これもやはり時代の流れに即しまして、官が何でも基準を決めることよりは、よくいえば現場の自由度を伸ばす、さらに率直に言えば現場の競争原理に任せるということで、先ほど石田委員から「選択と集中」というご意見もございましたが、それはまさに各自治体の競争につながるわけです。そういった1つの方向性をお示しました。

2つ目のご意見の中に、広域連携の話がございました。こちらも、ある意味では今の地域政策全体にかかわる話でございまして。ダウンサイジングと長期的ビジョンをというご意見を石田委員からも賜りましたが、まさにこれは全体として自治体の将来設計をどうしていくのかという中で、連携できるところは連携するということだと考えております。具体的に現場を見ていますと、各県は、先ほど杉浦委員がおっしゃったように、県と県の県

境のまたがる連携まではまだ踏み込んでいませんが、県と市における重複部分については連携できる場所があると思っております、こういったところについてはそれぞれのビジョンでやっていけると考えています。

次に、将来ビジョンについてでございますが、私どもとしましてはキーワードは2つあると思っております。1つは、今日お示した「準公共財」、これは私自身による造語ですが、先ほども申し上げた耐震性とか災害派遣、こういった観点を入れた概念で、やはり国民の認知、工業用水に対するニーズがなければ、工業用水自体が当然長らえるものではないと思っております。そういった観点で、今日はユーザー企業と各自治体、学識経験者の皆様のご意見を承りましたが、その中で私どもとしましては、やはり企業の利益プラス各国民に直接、間接に役に立つというところをもう少し伸ばしていったほうがいいのではないかとというキーワードを提示したつもりでございます。

最後に最も大きい難しい問題ですが、これはやはり地域振興といった大きな政策課題、こうした絵を工業用水の世界で将来的に描いていけるかどうかという点にあると思っております。

具体的には、先ほど申し上げたように、まさに工業用水の将来というのは、実は地方が抱える問題そのものにかかっておりまして、そういった観点の中で、例えばより大きなビジョン、地域振興の中で工業用水として、単なる企業を利するアセットではなくて、まさに地域設計そのものにかかわるアセットだというビジョンがもし描ければ、先ほど神子委員からご意見があったような法改正もできなくはありません。逆に工業用水はあくまで水道の補完であり安いけれども、どこかで現状維持でやっていけばいいというようなビジョンであるならば、現状からは大きく変わらないし、水利権の問題も岩盤となってなかなか解けないのではと思っております。

いずれにせよ、今私が述べましたのは、今日の議論の整理にも関係してきますが、規制緩和の方向性についてはおおむね皆様に了解いただいたと思っておりますが、ただいま申し上げたような準公共財的な価値の問題、それから、より長期的なビジョンとしての地域振興とか、あるいは国土の政策に絡めた工業用水道政策の位置づけができるかどうか、こういった点も次回の宿題とさせていただきます、また資料を作成してご議論を賜りたいと思っております。

とりあえず総括させていただきました。以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

これから、今の河村審議官のお話にございますように、次回に向けて、今日委員の皆様からご意見をいただきましたし、また、今日言い足りなかった部分、これについてはペーパーで事務局に提出いただければありがたいと思っております。限られた時間でございますので、そういう中でしっかりと審議を進めていって、夢のある話をしたいと私は思っておりますし、受け身の工業用水道ではなくて、先手を打つ、せつかくの水資源であるわけで、工業用水の付加価値を高めて先手を打ち続ける工業用水道であってほしい、世界に類のないシステムですし、やはり日本固有のすばらしい歴史のあるシステムだと私は思いますので、新たな展開に向けてこの小委員会で審議できればありがたいと思っております。

それでは、本日ご用意しました議事は全て終了いたしました。全体を通して何かご意見等ございますでしょうか。あるいは進め方についてご意見がございましたでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、そのようなことで最後に事務局から今後の予定等事務連絡をよろしくお願いいたします。

○ 渕上産業施設課長　本日は長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございます。

次回の開催でございますが、4月の下旬から5月の上旬を予定しております。また委員の皆様方のご予定を伺いながら具体的な日程、場所につきましてご相談をさせていただきます。決まり次第、また別途ご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○ 小泉委員長　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「第4回工業用水道政策小委員会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上